

徳島県訓令第4号

庁 中 一 般
各 総 合 県 民 局

附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の指定に関する訓令（平成十七年徳島県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県国民保護協議会の項を削り、同表徳島県防災会議の項を次のように改める。

徳島県防災会議	幹事
とくしまゼロ作戦課長 総務課長 保健福祉政策課長 商工政策課長 農林水産政策課長 砂防・気候防災 課長 南部総合県民局地域創生防災部長 西部総合県 民局地域創生観光部次長	

別表徳島県石油コンビナート等防災本部の項中「政策監 危機管理環境部長」を「危機管理環境部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年五月十七日から施行する。